

議案第7号

関市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

関市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年2月19日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

退職手当の調整額の改定等をするため、この条例を定めようとする。

関市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

関市職員の退職手当に関する条例（昭和31年関市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次条第2項並びに第5条第1項及び第2項」を「この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号及び第2項」に改める。

第4条第1項第1号中「含む。）」の次に「又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者」を加える。

第6条の4第1項第1号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第2号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第3号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第4号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第5号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第6号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第2項中「第4号」を「第19号」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第3号を第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とする。

第7条第5項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に、「定められている」を「定めている」に、「通算することを」を「通算することと」に改める。

第8条の3第9項第4号中「除く。」の次に「第11項第2号において同じ。」を加え、同条第11項第1号中「応募者」を「応募」に改め、同項第2号中「（第9項第4号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）」を削り、同条第16項第3号中「前項」を「第13項若しくは前項」に改め、同項第4号中「第9項第4号に規定する」を削る。

第10条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。